

第66回日本弁護士連合会市民会議議事録

日時：2021年（令和3年）1月15日（金）13時30分～15時30分

場所：弁護士会館17階1701会議室

出席者：（委員）

議長 北川 正恭（早稲田大学名誉教授）
副議長 村木 厚子（元厚生労働事務次官）
委員 湯浅 誠（東京大学先端科学技術研究センター特任教授）（※Zoom出席）
井田 香奈子（朝日新聞論説委員）
吉柳 さおり（株式会社プラチナム代表取締役、株式会社ベクトル取締役副社長）（※Zoom出席）
逢見 直人（日本労働組合総連合会会長代行）（※Zoom出席）
河野 康子（一般財団法人日本消費者協会理事、NPO法人消費者スマイル基金事務局長）（※Zoom出席）
太田 昌克（共同通信編集委員、早稲田大学客員教授、長崎大学客員教授、博士（政策研究））（※Zoom出席）
田中 良（杉並区長）
浜野 京（信州大学理事（特命戦略（大学経営力強化）担当）、元日本貿易振興機構（JETRO）理事）（※Zoom出席）
鈴木 正朝（新潟大学 大学院現代社会文化研究科・法学部 教授、一般財団法人情報法制研究所 理事長）

（日弁連）

会長 荒 中
副会長 延命 政之、關本 喜文
事務総長 淵上 玲子
事務次長 永塚 良知、藤原 靖夫、畑中 隆爾、木原 大輔、下園 剛由
広報室室長 吉岡 祥子

（説明協力者）

日弁連高齢者・障害者権利支援センター委員 辻川 圭乃（※Zoom出席）
日弁連刑事弁護センター副委員長 宮田 桂子（※Zoom出席）
人権擁護委員会特別委嘱委員 関 聡介

以上 敬称略

1. 開会

(藤原事務次長)

委員の方々もお揃いですので、第66回の日弁連市民会議を始めさせていただきます。司会は、前回と同様、事務次長の藤原の方で務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、事前にご案内いたしましたとおり、今回の市民会議につきましては、議長とご相談の上、感染予防対策のための特例として、Zoomでのご出席を可能とする取扱いを継続させていただいております。このような緊急事態宣言下の中で、会場に足をお運びいただきました委員の方々、それからZoomでご出席いただきました委員の方々には、厚く御礼申し上げます。どうもありがとうございます。

まず、資料について確認をさせていただきたいと思います。事前配布資料といたしましては、第66回日本弁護士連合会市民会議と記載されております冊子、資料番号66-1-1から66-2-3を配布させていただいております。

それから、当日配布ということで、荒会長の写真が1枚目に掲載されております会見リポートというものを配布させていただいておりますので、ご確認ください。

続きまして、日弁連側出席者のうち、今回初めて出席される方について、ごく簡単に一言ずつ挨拶をいただききたいと思っております。

(關本副会長)

關本喜文でございます。山梨県弁護士会所属です。人権擁護委員会を主に担当しており、本日の二つの議題に関連がございますので、出席させていただきました。よろしくお願いいたします。

(木原事務次長)

昨年の10月から事務次長を務めております、木原でございます。法テラスに関する、総合法律支援本部等を担当させていただいております。よろしくお願いいたします。

(宮田日弁連刑事弁護センター副委員長)

第一東京弁護士会に所属しております。宮田と申します。よろしくお願いいたします。

今日は、罪に問われた人の自立支援に関する取組についてという議題の関係でまいりました。

(辻川日弁連高齢者・障害者権利支援センター委員)

大阪弁護士会の辻川です。よろしくお願いいたします。

(関人権擁護委員会特別委嘱委員)

日弁連の人権擁護委員会第6部会所属の関と申します。よろしくお願いいたします。

(藤原事務次長)

以上の方々が、今回初めてご出席ということになります。よろしくお願いいたします。

続きまして、こちらはご案内になりますが、日弁連ウェブサイトにて会長動静というページがございますので、そちらに掲載する写真撮影のために、今回も東京会場に広報課のカメラが入っておりますので、ご了承ください。

私からの冒頭のご説明は、以上でございます。ここから先は、北川議長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

2. 開会の挨拶

(北川議長)

それでは、私が議長を務めさせていただきます。委員の皆様には、お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。今日は、逢見委員さん、太田委員さん、吉柳委員さん、河野委員さん、浜野委員さん、湯浅委員さんは、Z o o mでのご出席でございますが、よろしくお願いいたしますと思います。

荒会長にご出席いただいておりますけれども、今日は15時頃に中座予定ということでございますので、皆さんもご了承をいただきたいと思います。

それでは、最初に荒日弁連会長さんからご挨拶をいただききたいと思います。よろしくお願いいたします。

3. 荒中日弁連会長挨拶

(荒会長)

今日は、大変お忙しい中、また新型コロナウイルスの感染拡大という厳しい状況において、何かと社会生活上の制約を受ける中で、市民会議の委員の先生方におかれましては、本日の会議のために貴重な時間をお取りいただきましたことを心より御礼申し上げます。ありがとうございます。

前回の会議から、あっという間に時間が過ぎてしまいましたけれども、日弁連は、会長、副会長、事務総次長、職員が一丸となってこの間活動を続けてまいりました。

しかしながら、予定されていた多くの行事が、残念ながら予定どおりには開催できず、延期もしくは中止となってしまいました。皆様方に報告できる会合が非常に少なくなってしまったことは、本当に悔しい限りでございますけれども、私どもも様々な形で式典や会合が行われるよう努力して、今日に至っています。

とりわけ、1月6日には新年式を開催する予定で、皆様方にもご案内を差し上げておりました。私は新年式の重要性を極めて高く位置付けておりまして、考え得る限りの対策を講じて是非開催したいという方針で、会場を講堂クレオよりも広い都内ホテルに変更してソーシャルディスタンスを確保し、マスクの着用をお願いして飲食は提供せず、多数の方々にご来賓としてご出席をいただいて、新しい年を迎えるに当たって意見交換をさせていただくことを考えました。しかし、二度目の緊急事態宣言の発令が言われる中で、とても開催できる状況ではなくなり、やむなく会場をこの会議室に再度変更して、人数を限り、リモートで新年式を行わせていただきました。最高裁判所長官、検事総長、法務省事務次官などの皆様にはリモートで御挨拶を頂戴し、東京都知事にはビデオメッセージをいただく中で、少なくとも司法関係者の横の連帯感というのは確認できたのではないかと思

っております。工夫と対策を講じて、このような形ならなんとか行事を開催できるということを体験した瞬間だったと実感しておりますが、こういったことを積み重ねながら、コロナ禍の中でもできることをやっていくということをこれからも継続できればと思っております。

前回の市民会議で、委員の方から、日弁連がやっていることをもう少し対外的に分かりやすく説明する機会を持ったほうがいいのではないかとご意見をいただきました。そこで、この間の広報活動についてご紹介しますと、資料をお配りしておりますが、私は、プレスセンターに行って日本記者クラブの会見に臨み、また、外国特派員協会に行って、こちらは主に刑事に関する事項についてお話しさせていただきました。日弁連のホームページにも、私の動静が分かりやすくなるように少し工夫を凝らすなど、いろいろ改善させていただいて、今その途上にあるところでございます。

次回にはまたさらに、こんなふうになりましたということをもとまりのある形でご報告できればと思っております。

議事に関しまして、本日は、二つの議題を用意させていただきました。一つは、罪に問われた人々への支援、再犯防止とも呼ばれるような分野関係であります。もう一つは、多文化共生、外国人の司法アクセスに関する問題です。これらに共通の論点は、地方自治体がどう取り組むのかということも問われる問題であり、各地の弁護士会において各地の地方自治体とどう連携して取り組んでいくかということも、大きな問題になってくるかと思っております。

このような問題に我々がどう取り組んでいるのかについてご説明をさせていただいて、皆様方にご助言をいただければ幸いに思っております。短い時間ではございますけれども、ご指導・ご教示をよろしくお願い申し上げます。どうもありがとうございます。

(北川議長)

会長、ありがとうございます。

4. 議事録署名人の決定

(北川議長)

それでは、議事に入ります前に、議事録の署名人を決定させていただきます。私に一存をさせていただいて、ご指名をさせていただきますので、ご了承いただきたいと思っております。

井田委員さんと浜野委員さんを指名したいと思っておりますが、ご了解いただけますでしょうか。

ありがとうございます。それでは、よろしくお願いいたします。

5. 議事

議題① 罪に問われた人の自立支援に関する取組について

(北川議長)

それでは、第1の議題に入らせていただきます。第1の議題として、「罪に問われた人の自立支援に関する取組について」を検討していきたいと思います。まず、畑中事務次長、宮田日弁連刑事弁護センター副委員長、辻川日弁連高齢者・障害者権利支援センター委員のお三方にご説明をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(畑中事務次長)

ありがとうございます。事務次長の畑中です。本日はお越しいただき、あるいはZoomでご参加いただきありがとうございます。着座で失礼いたします。

本日のテーマは、「罪に問われた人の自立支援に関する取組について」とさせていただいておりますが、統計によりますと、刑法犯の検挙者数は減少を続けている一方で、再犯率は平成9年以降増加を続けており、平成30年は48.8%だったということで、再犯防止ということが社会的な課題になっていると思います。

そのためには、罪を犯した人の社会復帰支援が重要という認識の下で、平成28年12月には再犯防止推進法が成立し、また再犯防止推進の5か年計画が立てられ、現在進行しております。

また、厚生労働省管轄の地域定着生活支援センターにおいては、これまで刑務所から出た後の出口支援を中心としてきましたが、2021年度からは予算を増やして、被疑者や被告人段階での入口支援を一般事業化していくということもお聞きしております。

日弁連や各弁護士会としては、以前から、特に罪に問われた高齢者・障がい者について、入口支援・出口支援を通じた切れ目のない支援が必要であるとの認識の下、各地の取組を行ってきました。

そのような取組の状況や課題について、このことにお詳しい大阪弁護士会の辻川弁護士と第一東京弁護士会の宮田弁護士からご紹介させていただきたいと思っております。まずは、大阪の辻川弁護士お願いいたします。

(辻川日弁連高齢者・障害者権利支援センター委員)

辻川です。日弁連では、高齢者・障害者権利支援センターと刑事弁護センターとの合同で、罪に問われた障がい者の刑事弁護プロジェクトチームというものを設置しており、私はその座長を務めております。弁護人となった弁護士が、被疑者・被告人に障がいのあることを見逃すことなく、かつ障がいのある場合には、その特性に十分に配慮して弁護活動を行うことが必要であるという認識に立って、罪に問われた障がい者等の刑事弁護に関する取組を進めています。

それらの人が社会で生活できる環境整備等、自立支援に関する取組も進めてきております。具体的には、配布資料の「罪に問われた人の自立支援に関する取組」と題されたパンチ絵にありますとおり、全国の弁護士の対応態勢の強化、質の向上、切れ目のない支援制度の検討、関係機関との連携・協議について、各弁護士会に要請しております。2015年3月には、罪に問われた障がい者等の刑事弁護に関する体制整備等についての要請を出しているところです。

その他、資料に記載されておりますように、各弁護士会の状況のアンケート調査を行いました。取組の強化が必要な地域の弁護士会に対してアウトリーチをしております。研修プログラムも作成しているところです。

各地の弁護士会もそれぞれ、罪に問われた人の自立支援に関する取組を進めております。ポンチ絵に書いてあるのは、各弁護士会の取組の例であります。

弁護士会としてはあくまでも、罪に問われた高齢者や障がいのある人たちが、刑事弁護の中で、自立する、更生する、そして社会で生活できるための更生支援について、環境整備等を進めております。そして更生支援を尽くした結果として、再犯防止につながると考えております。

再犯防止推進法が制定されまして、各自治体では再犯防止推進モデル等の事業が行われています。その中で、やはり入口支援が再犯防止に効果的だということで、入口支援がそれぞれ進められており、2018年開始分と2019年開始分で、15自治体でモデル事業が行われております。

その入口支援の連携先として、弁護士からの依頼として受けているものを資料ではマーカーで記しています。これはつまり個々の弁護士からの依頼によって入口支援を行うということです。弁護士会としてモデル事業に協力するよう取り組んでいるのは、大阪府と兵庫県、それから福岡県弁護士会の北九州部会がこの入口支援に関わっています。

その他にも、入口支援の連携先として、地域生活定着支援センターと連携したり、社会福祉士会、精神保健福祉協会、NPO法人等と連携して入口支援を行っている弁護士会もあります。そういう連携をして、同行接見をしたり、更生支援計画を作成したりということを行っております。その他、直接行政とつながったり、機関相談支援センターとつながったりして、自立支援を行っている弁護士会もございます。

また、法務省との協議を行いまして、2018年からは東京で、2019年からは大阪も含めて、更生支援計画の活用の試行も開始されているところです。

そういった取組のほかに、弁護士個人が関わる取組も資料のとおりに行われており、罪に問われた人の自立支援に関する取組に、いろいろなアプローチで関わっています。

私からは、弁護士会の活動に関して説明をさせていただきました。宮田弁護士から、補足してご説明をいただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

(宮田日弁連刑事弁護センター副委員長)

宮田でございます。罪に問われた高齢者・障がい者という説明をしましたが、この障がい者の概念について、地域によって若干差はあるのですけれども、かなり幅広に捉えている地域も多くございます。

何らかの障がいがあるかということではなく、いわゆる社会モデルとして障がいを捉え、今まで障がい者としての認定を受けてこなかった場合についても幅広に支援の対象者を考えていくということを心掛けていこうとしている弁護士が、恐らく多いのではないかと思います。ですから、薬物依存といった問題や、いわゆる窃盗症と言われている繰り返され

る窃盗などについても、具体的な障がいの存在、あるいは高齢者で認知症があるというようなことではなくても、支援の対象として考えていこうとしています。

日弁連としての活動は、辻川弁護士から最初に説明いたしましたとおり、弁護士全体の底上げ等が中心になりますけれども、地域によっては入口支援だけではなく、出口支援にも非常に力を入れているところがあります。資料に具体例を記載しているように、例えば愛知県弁護士会は再犯防止推進計画のモデル事業として出口支援をしておりますし、兵庫県弁護士会の方も自主事業として出口支援を行っております。これは地域の刑務所や、その地域を統括している矯正管区等との協議などもしていると聞いています。

他には、地域生活定着支援センター等で対象者の個別の法律相談などがあったような場合に、もちろん日本司法支援センター（法テラス）が協力することもあります。個別に弁護士が対応するような形で、委員会との連携を進めているようなところもあると聞いています。

あとは、例えば埼玉弁護士会はNPOと協力をしまして、高齢者・障がい者という切り口ではなく、居場所が無くて困っている人にまずは居場所を確保するという、居場所支援という視点からの支援体制作りをしています。

私からの説明は以上です。

（北川議長）

ご説明をいただきましてありがとうございます。それでは、この件に関しまして、委員の皆さんからご質問・ご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。Zoomでご出席の方はチャット欄にて、発言を希望される旨をお知らせください。それでは、井田委員さん。

（井田委員）

井田です。ご説明どうもありがとうございました。私は新聞記者をしておりまして、刑務所と社会を行ったり来たりしている状態の方を取材したことがありました。その方の抱えていらっしゃる、盗みをやめられないという事情は、病気なのかもしれないし、いろいろな解釈があるようではありますが、とにかく自分の力だけではなかなか社会に定着できないということでした。お話を聞いていると、どうも自分自身でもそういう状態にあるということは認識していなくて、逮捕されてから刑事手続の中で人に言われたり、刑務所の中で他の人の話を聞いたりして、もしかしてと思うようなことがあるのかもしれないのですが、なかなか十分な治療が受けられない状態にあるので、また再犯を繰り返してしまうというようなことがあるようでした。

そういった問題について、とても熱心な弁護士さんもいらっしゃって、治療的司法研究会に関わっているような先生方は、知見を重ねられて本も出していらっしゃるようですが、弁護士の役割がとても重要といますか、この人はもしかして病気なのではないかと弁護人として関わりながら思ったときに、刑務所に行かれてしまうともうそれっきり関係が途絶えてしまって、それ以上関われないということが大きな課題なのだなと

思っておりました。ですので、地域によってはこういった出口支援ということにも、弁護士さんが関わることが可能なのだと知って、とても良かったと思いました。

質問ですが、こういった活動は、ボランティアベースになってしまうのか、それともきちんと報酬が支払われて事業として安定的に継続できるものになり得るのか、そういった点について聞かせていただければと思います。

(宮田日弁連刑事弁護センター副委員長)

日弁連も法務省と協議をしておりますけれども、実は、入口支援をいくら頑張っても弁護人の報酬は増えません。また、レジュメにございます福祉職との連携による入口支援、これは福祉職の方にいくら動いていただいても、法テラスから費用は出ません。

ここで掲げられているような東京・神奈川・山梨等については、弁護士会の方で会員の会費の中から、5万円を上限とする形で福祉職の方にお金を支払っています。しかしながら、これは裁判までの活動で、本来福祉というのは切れ目のないものですから、福祉職の方たちは刑務所に入った後の支援がしたいと思っても、そこは全くの手弁当になってしまっているのが実情です。

弁護士の出口支援についても同様です。兵庫県・愛知県には法務省のモデル事業として行ったものはありまして、事実上出かけて行った実費相当は支弁する形になっておりますが、そうではない場合には全くの手弁当です。

(井田委員)

ありがとうございます。重要な活動にも関わらず、ファンディングに苦勞されているということについて、解決の糸口はないのだろうかという感想を持ちました。

(北川議長)

それでは、太田委員さん、よろしくお願いします。

(太田委員)

座長ありがとうございます。荒先生もありがとうございます。お二人の先生のご説明をお聞きしてしまして、気になりましたのが、2018年からということで、この財源でございます。法務省の財源だけなのか。また、地方の持ち出しがどれだけなのか。出口支援などは恐らく自治体の財源かと思うのですが、その財源の手当てがどうなっているか。今、福祉職のお話が出てきたのですが、出口支援の話になってきますと、これは法務省の話でもあり同時に、厚労省の話にもなってくると思うんですね。

したがって、そういった厚労省との連携という点で重要になってくるのが、厚労省から財源を得るために、この事業がいかに効率的で効果的かということを実証するアセスメントです。どのくらいの方がこの制度によって恩恵を得ていて、それによって社会がどれだけ全体として裨益できているかというアセスメントです。なかなか定量的には難しいと思うのですが、例えばこの事業を拡大していくに当たっては、法務省の予算だけではなくて、厚労省からも予算を頂戴するような説得材料を積み上げるためにも、アセスメントが非常に重要だと思うのですが、いかがなっているか。財源とアセスメント、

2点の質問でございます。ありがとうございます。

(北川議長)

ありがとうございました。河野委員さんからも、続けてご質問いただきたいと思います。

(河野委員)

河野でございます。ご報告ありがとうございました。弁護士の先生方がこういった活動を進めてくださっていきまして、一般市民とするとあまり理解ができていなかったところがございますので、改めて感謝申し上げたいと思っております。

2点ご質問させていただきます。1点目は、最終的な目的は、社会に出て二度と罪を起さず、普通の市民として暮らしていくということだと思っておりますが、そのためにはやはり様々な課題等があると思えます。切れ目のない支援、特に出口支援の方は、弁護士の先生方が個人でなさっているケースもあるとご報告いただきましたけれども、現在、課題として見えているところ、その解決方法等、見通しがありましたら教えていただきたいと思います。

もう1点は、更生支援計画等を実際に作られて活動を進めていらっしゃると思うのですが、一般人の不十分な理解で申し上げますと、例えば性犯罪などは、このシステムで更生に至るのかどうか、とても不安に思っております。犯罪の種類や内容によって、このシステムに上手に乗ってくるものとそうではないもの等があると思えますが、その辺りの実感がございましたら、ご教示いただければと思います。以上です。よろしく申し上げます。

(北川議長)

ありがとうございました。吉柳委員さんからもご質問いただいておりますので、お願いいたします。

(吉柳委員)

素晴らしい活動のご報告、ありがとうございます。私も知らないことが非常に多かったので、聞かせていただいて非常に感動しておりました。

資料に書かれている支援事業モデルに参加されている自治体について、弁護士会が参加されている自治体もあると思うのですが、42都道府県中3分の1程度にとどまる数というのは、増えていっているのかということも含めて、ばらつきがある理由として、やはりこういった素晴らしい活動をされていて、実際に再犯される方が減っているかとか、社会にどれくらいよい効果を与えるかという成果の部分、どこかに開示される広報的なことはされていらっしゃるかという質問を是非したいと思っております。

もしされていないようであれば、私も今日初めて知った内容も多かったので、先ほどおっしゃったような資金の獲得とか、より多くの協力者を巻き込んでいくために、成果や実際のリザルトと、どういった方々の協力が必要なのかみたいなどのネクストステップも、もっと開示されていたほうがよいのではないかと思います。

(北川議長)

ありがとうございました。続けて恐縮ですが、湯浅委員さん、ご質問いただいております。

すか。

(湯浅委員)

ありがとうございます。すみません、たくさん質問が出てメモを取るが大変かもしれませんが、質問させてもらいます。

今の吉柳さんのご質問と重なるところもあるのですが、資料に全国キャラバンのことが載ってまして、先ほど口頭でも、特に取組の強化が必要な地域の弁護士会という表現があって、特に強化が必要な弁護士会というのはどういうことなのかなというのが伺いたいところです。あまり積極的でないということなのか、人力的に難しいとか、どんな要因があって特に強化が必要と皆さんが認定されるのかというのが、いまひとつよく分かりませんでした。

それとも絡むのですけれども、資料の地域再犯防止推進モデル事業に採択された自治体は、2018年度は22県8市のうち11県3市、2019年は5県1市のうち1県となっています。これが多いのか少ないのかという問題があると思うのですが、やはりこの課題は、一般的にはとてもデリケートで、犯罪被害者支援をかなりしっかりやらないと、犯罪加害者支援というところに踏み込むには、市民の理解を含めてなかなか難しいのではないかとこのところでのご苦労があるやに推測しています。

そういう意味では、この22県8市ないし5県1市全体に、ぱっと弁護士会の対応が広がらないことにどんな要因があるのか。先ほどの特に強化が必要な地域という問題とも絡むと思うのですけれども、今後広げていくに当たって感じておられる課題感ですとか、どの辺りがボトルネックになっているのかという実態を教えてもらえればと思います。ありがとうございました。

(北川議長)

ありがとうございました。動き出したばかりのことですので、いろいろな点でご質問いただいたわけですが、盛りだくさんですから、次長さんの方で割り振ってお願いしたいと思います。

もう一方で、厚労省の責任者でもいらっしゃった村木さんも、厚労省の側から、今の財源の問題などがあつたら、先に経緯のご説明をおっしゃっていただいてよろしいですか。太田委員さんなどのご質問はそういうことでしたが、私もこれはあまり詳しくはなかったもので、先にそこから、お立場が違うかも分かりませんが、お願いしたいと思います。

(村木委員)

分かりました。正確かどうか分かりませんが、私が知っている限りで。

今、入口支援・出口支援と出てきましたけれど、再犯防止と言われる分野で、出口、つまり刑務所に実際に入った人が、もう一回罪を犯さざるを得ない状況に戻らないための支援というのは、法律上の仕組みではありませんが、10年ほど、厚生労働省の方で先駆的な取組をベースにして地域生活定着支援センターというのを作って、今そのセンターが全県で刑務所とつながって、刑務所を出た後に福祉へできるだけつながるという「特別調整」

の仕組みができています。

一方で、入口というのは、要するに捕まりましたと、この人を刑務所に入れますか、それとも執行猶予にしますかというようなことを判断するときに、刑務所ではなくて福祉や医療につないだほうが良いという仕組みは、なかったのですね。それで再犯防止の法律ができて、初めて入口支援が大事だという話が出て、そこに今焦点が当たっています。

ですが、捕まって裁判、刑務所というルートは手続が決まっていて非常に短い間で判断しなければいけないですし、弁護士さんの支援を十分に受けられていない人も多いということで、数も多く、スピードも求められます。刑務所にいた人は、刑務所の中でその人の分析というか、どういう人かよく分かるけれど、それもない中でやるのは非常に難しいということで、皆やや腰が引けていたのですが、法律ができて、いよいよ入口支援だということになっています。

このモデル事業というのは法務省のモデル事業で、自治体が手を挙げてやっているのですけれども、手を挙げた自治体もまだ少なく、その中でも入口支援をやろうという自治体は、やはりなかなか手を挙げるのに勇気がいるという状況でしたけれども、やれているところは弁護士会や弁護士さんの支援を受けながらやっているという状況です。

これは法務省としても厚労省としても宿題になっているので、モデル事業の結果を踏まえて、仕組みを作らなければいけない、というふうに両省が覚悟をしているという状況だろうと思います。

今日伺ったら、制度化というか仕組み作りに向けて、役所も動き出すところまで来ているということで（注：入口支援の事業のための新たな予算が2021年度の厚生労働省の予算要求案には盛り込まれています。）、厚生労働省側は地域生活定着支援という出口支援をやっているノウハウがあるので、そこへ弁護士さんや法務省がどう絡んでいくかということと、その予算がどうかというのは相当ハードルが高いなと思います。

そういう意味では、私も実は質問があって、モデル事業がこれだけ動いている中で制度化をするときに、弁護士の皆さんや日弁連の皆さんから見たときに、どこがやっているモデル事業が良くて、厚労省や法務省にこういうものをやるべきだと言えるようなものが出てきたかどうかというのを、もしあれば是非お聞きしたいと思っております。

（北川議長）

ありがとうございました。では畑中次長さん、どなたかにお答えいただくのを振っていただけますでしょうか。

（畑中事務次長）

いろいろなお質問、ありがとうございます。最初に、地方自治体の手当て・財源や、どれだけ重要で役立つかというアセスメントが重要であってそれがどうなっているかというお話がありましたが、まず、辻川先生は何かご発言あるでしょうか。

（辻川日弁連高齢者・障害者権利支援センター委員）

予算についてですが、出口支援に関しましては、地域生活定着支援センターが全都道府

県に配置されて担っていた部分があります。地域生活定着支援センターが出口支援に関わったことで、またその人たちが再犯をするかということにどれだけの効果があったかということは、統計が出ています。

その地域生活定着支援センターが今後入口支援にも関わるということで、取組が始まっているところなのですが、再犯防止モデル事業が始まったのも2018年以降ですので、まだその辺りの成果については分かっていないところがあります。

ただ、そういう入口支援を、厚労省からではなくて、各都道府県からの支援を受けてやってくれている地域生活定着支援センターもあります。しかし、地域によっては、入口支援をやらない地域生活定着支援センターもあります。やってくれているところでも、支援を必要とする被疑者・被告人の数と比べると、絶対的に足りないというのが実情です。

なので、今のところは、確かに実感としては成果が上がっているのではないかとは思いますが、統計的なものは出てきていないというところがあります。

(畑中事務次長)

続けて宮田先生、お願いできますか。

(宮田日弁連刑事弁護センター副委員長)

このモデル事業は、村木委員からのご指摘のとおり、法務省の事業で、法務省から3000万円を上限としてお金が出ているので、自治体はお金を出しているところとそうでないところがあります。

成果については、形になっているところもあります。例えば愛知県の事業ですけれども、愛知県は名古屋刑務所からの出所者に関してはこのモデル事業のお金で、それ以外のところを出所してくる、あるいはもともと別のところで受刑して戻ってくる人については、弁護士会の独自事業として支援をしていると聞いています。愛知県弁護士会は、名古屋の矯正管区の人たちから、この事業を続けてほしいと言われたとも聞いています。

モデル事業については必ず報告書を出して法務省の方に数字が出るようになっておりますので、弁護士が出口支援に関わることでどれほど効果が上がったかというのは、この名古屋刑務所、あとは名古屋刑務所以外でも愛知県弁護士会に関わった事例が、数として出てくるだろうと思います。

モデル事業に関してどこが良いかということについては、日弁連としては非常に判断がしづらいところではないかと思います。というのは、地域生活定着支援センターが、非常に効果を上げた地域とそうではない地域があり、例えば県庁所在地まではよいのけれども、その周辺の広い地域までは手が回らないというようなセンターもあると聞いています。また、高齢者・障がい者を非常に多く抱えている刑務所や少年院が複数ある東京や大阪などの場合、件数が多過ぎて定着支援センターだけではカバーしきれないという問題があります。定着支援センターの予算が増えて、入口支援もやるようにという声が厚労省からは出ていますが、東京では多少予算が増えても、他の地域の10倍の件数があるために、出口支援だけで手一杯だろうと思います。

ですから、その地域の実情に応じてこういうモデル事業が効果を上げたとか、我々としてはまだ今のところは言いようがないのではないだろうかというのが実感です。

広報に関してですけれども、再犯者が減ったか、成果はどうかということに関しては、2年後再犯は確実に減ってきているというのが法務省の統計で出てきています。ただ、法務省の白書の中では、何が原因で減っているのかという分析がはっきりしていません。というようなところでしょうか。

モデル事業にこれしか手を挙げなかったのはなぜかという問題ですけれども、実は法務省からお金が出る時期が、各自治体の予算編成が終わった後だったということで、それで手を挙げられるところが少なかったという面もないわけではないという裏話は聞いております。

(畑中事務次長)

犯罪の類型や内容によって、このような形での更生支援が当てはまるものと当てはまらないものがあるのではないかというご質問がありましたが、そこはどうでしょうか。

(辻川日弁連高齢者・障害者権利支援センター委員)

辻川です。犯罪の内容というよりは、なぜそういう問題が出てきたかということなのですが、例えば支援がないことによって、困窮して窃盗するということもあるのですが、その他に、障がい特性が理解されずに問題行動として出てきたりだとか、依存症に対する適切な治療等がなされないがために、また罪を犯すという場合もあります。

前者の場合でしたら、更生支援を入れることによって防げますし、後者の場合だと、治療やカウンセリング等を行うことによって防ぐことができます。

ですので、ご質問にあった性犯罪についても、どのような原因で犯罪が行われたかということによって、効果が出てくるものもあると思われれます。以上です。

(宮田日弁連刑事弁護センター副委員長)

私からもよろしいでしょうか。これは技術的な問題なのですが、福祉の制度というのは、わりと短いタームでいろいろと改正されていきます。ですが、刑務所に長く入ってしまうと、社会にいる間に更生支援計画を立てても、その人の将来の福祉が予想できないという事態が生じます。そうなってくると、その人の障がい特性や問題性を見極めて、それを刑務所に引き継ぐというところまでしか、私たちはなかなか難しい。そこで知り合った社会福祉士や弁護士が、刑務所に行った後も文通を続ける等して、その人が出てくる時の調整に刑務所と一緒に頑張って取り組むといったことしかできないということになります。ご質問にあったような性犯罪でも、特に長期の受刑の場合にはそういう問題があって、刑務所にいる時間が長くなってしまって、対策が立てられないということが出てきます。

実は、性犯罪の事件などで、治療に効果を上げている病院への入院を決め、入院して親族の支援を受けながら更生支援を行い、被害者の人がそこまでやるならばと示談に応じてくれた事件でも、長い実刑になってしまったような事件があって、その人が出てきたときに入院させることができるのかという問題なども生じます。

ですから、性犯罪などについてもある程度、我々は、我々というよりお医者様や臨床心理士であるとか、社会福祉士かもしれませんが、対処の仕様は分かっています。ただ、それが分かっていることが、社会に理解されていないということが大きいのではないかと考えています。

(畑中事務次長)

あと、全国キャラバンの関係で、各弁護士会に広がらないことの要因、ボトルネックがあればということですが、何かコメントはありますでしょうか。

(辻川日弁連高齢者・障害者権利支援センター委員)

辻川です。これは、弁護士会は大きなところから小さいところまで様々あって、また地域も広いところから狭いところまでいろいろあります。そのため、なかなか同じようにするということが難しい部分があります。

例えば、障がいがある人が逮捕・勾留されたときに、障がい特性に詳しい弁護士がすぐに派遣される仕組みが、どの弁護士会でも作れるかという、人数の問題や地域の問題があるため、それは少し難しかったりします。

また、研修をするにもマンパワーの問題があって、そこが弱いというところもありますので、マンパワーについては日弁連の方から補うようにしています。

障がい者の刑事弁護をどの地域が軽視しているということではなくて、マンパワーや大小の問題ということです。

(北川議長)

ありがとうございます。現場でご苦労いただいています、杉並区長の田中委員さん、ございましたらご発言いただきたいと思います。

(田中委員)

私は区長になって11年ぐらいですけども、今日のこういうテーマというのは、初めてなんです。一般的な福祉、生活困窮ですとか、あるいは障がい者の支援ということは、日常の区役所の仕事としてやっていますけれど、基礎自治体の立場として、犯歴というんですか、そういう部分は、例えば福祉事務所にデータがそもそもあるのかどうかというのを、私はちょっと知らないのです。

なので、もしないとすれば、生活支援などに関わるときに、保護司さんが介在するようなきっかけがないと、区役所の現場で福祉に関わっている職員も分からないケースがあるのではないかと考えました。

それから、罪に問われた方の更生や生活支援に限った支え方のノウハウというのが、果たして蓄積されているのかどうかというのは、ちょっと分かりません。

一般的に、困難を抱えている方というのは、近年一つのことだけではなくて、世帯で幾つもの要因があります。介護をしながら、子育てで悩みがあったりとか、生活困窮の問題であったりとか、一つの世帯でいろいろなことを背負ってしまって、つぶれそうな人たちというのが増えています。そこで、そういう複数の困難を抱えている人たちに対する支援

プログラムを、あっちこっちとたらい回しではなくて、一つにまとめ、こちら側でチームを作ってサポートしましょうということは、今やり始めています。

ただ、その中で、犯罪との関係ということについては、ちょっと私も報告を受けていないです。先ほど言ったようにそもそも福祉事務所にそういうデータがなければ、本人が言わない限りどういうふうになるのかがちょっと分からないので、むしろその辺りのことを教えていただきたいなと思っているのですが。

(宮田日弁連刑事弁護センター副委員長)

ここがものすごく問題で、受刑したという個人情報自治体の方には行きません。これは、差別などを防止し、個人情報を守るという意味で当然のことかと思えます。現実に私も支援して思いますが、福祉事務所に行ったときに、なぜあなたは福祉が必要なのかと、刑務所に行っていたという話をしたときに、本来であれば福祉を受けるかどうかは、その現場にその人が来たかどうかということが要件であるはずにも関わらず、ここには住民票がないですとか、あるいは刑務所に行ったような人は来てほしくないというようなことを言われて、排除されている例というのが見られました。

実は、私自身、再犯防止推進計画を立てて支援をしているときにそういう経験をしたので、総務省の方から窓口に対して、再犯をした人に対しても冷たい扱いをしないようきちんと伝えてほしいとお願いするような意見を出しております。

やはり犯罪をした人は当然に地域に帰ってくるので、その前提でいろいろなことを考えなければいけないのですが、今までどうしても、とにかく重く処罰しろ、ここにはいてほしくないというふうに報道なども取り扱ってきたと思うんです。その後帰ってくるのだということをもっと皆さんに知っていただきたいと思えます。

刑務所に行った人には障がいがある人が多くて、そういう人は窓口に行っても、自分一人で手続きができない人も多いです。そういう人が窓口に行ったときに戸惑わないように、自治体の方にも協力してほしい。あるいはその人が地域に帰ってくるのだということをも、可能であれば、自治体の方たちと事前に相談ができるような体制ができればよいと思えます。

(辻川日弁連高齢者・障害者権利支援センター委員)

今おっしゃったことがまさにこの問題の本質なんです。今、罪に問われた障がい等のある人たちというのは、非常に生きづらさを抱えています。障がいがあったりとか、いろんな問題があって生きづらさを抱えていて、地域生活の中でその生きづらさがゆえにトラブルに巻き込まれて、犯罪に至るわけです。それで、何回も罪を犯してしまうということが、今までありました。

それを反対側から見ると、そういった生きづらさに対しての手当・支援というのがあれば、罪を犯さずに済んだということがあります。なので、罪を犯してしまった後で、支援をすることによって、再度罪を犯さないように、この取組が行なわれているということになります。そこを是非ご理解いただきたいと思えます。以上です。

(田中委員)

障がいというふうにおっしゃったのですけれど、障がいといっても、足が不自由だとか、目が不自由だとか、あるいは精神や知的障がいなど、いろいろな障がいがあるじゃないですか。ですから、具体的な障がいの種類と、犯罪との因果関係というか、傾向というのは何かあるのですか。

(辻川日弁連高齢者・障害者権利支援センター委員)

障がいと直接関係があるわけではありません。ただ、誤解を受けたり、障がいがあることが分かりづらかったりということによって、生きづらさが増すということはあると思います。

(宮田日弁連刑事弁護センター副委員長)

犯罪をするのは障がいのせいではありません。ただ、これは知能テストのやり方にもよるのですけれども、刑務所に入っている人の半分近くが、知的境界域から知的障がいの人だという結果は出ています。また、かなり重い精神障がいの方なども刑務所にはおられます。責任能力といって、事理弁識能力のない方については罪に問わないという規定があるにも関わらず、かなり重い精神障がいの方も刑務所にはいらっしやいます。

ですから、罪を犯したから刑務所に行くのであって、何か障がい特性が犯罪に関係があるわけではありません。刑務所の中に現にいる人を観察すると、生きづらさの結果、刑務所に入ったのではないかと思われるような方がたくさんいるというのが我々の推論で、見方は逆です。

(田中委員)

ちょっと僕はそこを理解できないところがあって、例えば一般的な犯罪でも、病気や障がいというのが一つの原因になった場合は、それが刑法上罪に問えるのかどうかというようなことが、確かあったのではないかと思うのですけれど、刑務所に入る人のかなりの数が障がいを持っているというふうに言われてしまうと、そこら辺との関係が、僕はよく分からないんですよ。

(宮田日弁連刑事弁護センター副委員長)

先ほどの発言は私の個人の意見ではなく、厚労省の方の研究で、長崎の南高愛隣会という福祉士団体が10年ほど前に行った研究がございます。罪に問われた障がい者の人たちが見過ごされていて、社会のセーフティネットからこぼれ落ちてしまったと、そういう視点から我々はもう一度犯罪者を見つめ直さなければならないのではないかという問題意識が、先に厚労省側から出てきているということです。

(田中委員)

あともう一つ、基礎自治体との関係で言うと、先ほど少し触れました保護司さんの活動を支援するというのがあります。今、保護司さんになる人がとても少なく、民生委員もそうなんですけれども、皆高齢化していることもあり非常に少ないということが課題ではあります。そこで、例えば杉並区では、面談の場所を提供しています。保護司さんそれぞれ

れ自分の家に、担当している刑務所から出た方が出入りするというのは、なかなか難しいということがあり、面談する場所を提供してほしいということで、提供しました。ただ、そういう活動の中で、今お話に出ている犯歴のある方と障がいとの関係ということについては、私はここで初めて聞いたような話なので、もう一回勉強しないと分からないなと感じています。

(北川議長)

ありがとうございました。いろいろな問題提起をされたので、荒会長さんが途中でご退席されるので、ご努力いただいている全体枠についてお答えいただいて、ご退席いただくという順序でよろしいですか。

(荒会長)

ありがとうございます。この問題は私のライフワークの一つなので、一言お話ししたいと思います。

平成21年度から23年度にかけて、田島良昭さんを研究代表とする厚生労働省の「触法・被疑者となった高齢・障害者への支援の研究」が行われ、私や辻川さんは研究分担者を務めました。この研究で、確かに刑務所の中には、認知症になった高齢者や、知的障がいのある人たちがかなりの割合で含まれているということが分かりました。刑務官がいわば介護者のような立場に立つくらいの事態にもなっていて、これはもう法務省も黙ってはられないというところから始まっている面もあります。

そのように、村木さんや私たちがいろいろと活動してきた中で、なぜ「罪に問われた」という言葉を使ったかといいますと、これは入口支援を想定した言葉なのです。「再犯防止」といいますと、「再犯」ですから、犯罪者であることが前提とされています。出口支援についてはもう罪が確定しているのですが、入口支援は、罪がまだ確定していない人たちに対する支援です。ですから、我々は「罪に問われた」という言葉を使うことにこだわって、この問題提起をしております。法務省は「再犯防止」という言葉を使いますが、弁護士会は「再犯防止」という言葉を使いたくない。私はそう思っています。

様々な問題を抱えている人たちが今逮捕・勾留されている中で、我々弁護士は最長23日間の間に動いて、施設を探し、そして起訴や起訴後勾留をされないようにという活動を短期間のうちに行う中に、今日は元事務次官の方がおられるところ申し訳ないのですが、法務省と厚労省の縦割り行政という問題が実際にあって、なかなかうまくいきませんでした。成年後見制度もそうですけれども、この問題も、厚労省と法務省が手に手を取り合って取り組んでいただくということで、ようやく動き出しました。

今から4年前の2016年に、再犯の防止等の推進に関する法律、いわゆる再犯防止法ができました。先ほど来ご説明しているように、各都道府県は地域に帰すための計画を立てることが義務付けられているのに、いまだにできていない自治体がたくさんある中で、我々はその地域の計画を作るのにどう関わっていくか。連合町内会というのは大体2万人規模で、そこにも一つ、地域定着ではなく、地域包括支援センターというものが全国に

5000か所あります。この地域包括支援センターをうまく活用して、認知症の方、高齢者、障がい者、罪に問われた人々、多様な人々が地域に帰ってくる地域作りをするということが必要になります。冒頭に私が申し上げた、地方自治体の役割は極めて大きいのだということに結び付いていく問題なのです。

今日お配りした資料に、私どもが手弁当で取り組んでいる事業が書いてあります。高齢者・障がい者・ホームレス等の方々への法律援助というのが書いてありますが、これには5000万円から6000万円ほど支弁して毎年生活保護同行支援を行うなど、我々はこのような支援をしています。あるいはまた、少年事件と刑事被疑者事件という、こちらも国がカバーしきれないところについて、逮捕段階から我々が関わっていくという支援を、このように事業として取り組んでいるということは、あまり知られていないのだろうと思っています。

このような支援を事業として継続していく中に、何か地域が変わっていくヒントがあるのではないかと私は思って活動を展開してきました。ということで、日弁連でもさらにこの活動を幅広く、奥深くやっていくためには、財源的なものをどう考えていくかというのが、きっと私の使命なのだろうと思っています。皆様方にいろいろとご教示をいただければと思います。ありがとうございます。

(北川議長)

ありがとうございました。浜野委員さんからもご質問をいただいておりますが、どうぞ。

(浜野委員)

ご説明ありがとうございました。今、荒会長からご説明いただいて、私の質問についても少し分かったのですけれど、もともと出口支援をやるべきということは分かっていたのですが、先ほど宮田先生からご説明のあったように、入口支援のところでも、罪を犯した方の中にも様々な方がおられるので、しっかりと対応するためにサポートが多様化したというところは非常によく分かりました。ですけれども、資料を拝見していると、実際、モデル事業に手を挙げていないような自治体もありますね。

ということは、例えば、出口支援の方にシフトして、入口支援の方は今までやっているスキームで十分であるということで手を挙げていないのか、あるいは財源や人員などの資源が足りないのかというところがあるかと思っています。

ですので、資源を投入しても、こういったことができるんですよということがもう少し見えてくると、このモデル事業に様々な自治体が手を挙げるきっかけになるのではないかなと思いますし、弁護士会の方でもそれぞれの地域の弁護士会が自主的に取り組んでいただくという手が挙がるのかなと思いました。

宮田先生、そういったような実態と理解してよろしいのでしょうか。

(宮田日弁連刑事弁護センター副委員長)

一つは、先ほどお話ししたように、自治体から手が挙がらなかったのはなぜかというのは、法務省が予算を出す時期と自治体が予算を組む時期のずれがあって、構造的な問題も

あったということは申し上げました。

ですから、各自治体や各弁護士会が、今までのスキームを十分だと思っているわけではありません。

また、このモデル事業は自治体が手を挙げなければならなかったもので、各地の弁護士会としては、自分のところの自治体に手を挙げてほしかったけれど挙がらなかったという地域もたくさんあります。

ですから、自治体が手を挙げづらい構造だったということと、自治体によって温度差があるということの二点があるといえます。ただ、このモデル事業によらずに、自分たちで支援の方法を模索しているところもあるということは申し上げられるかと思います。

(浜野委員)

であれば、なおさら、今ご指摘いただいたような予算の時期の問題や、このモデル事業にご参加いただく時期の問題と、それと、手を挙げる主体は自治体なのだけども、その自治体に弁護士会から意見を出せるような体制作りというのが、これから必要になってくるということでしょうか。

(荒会長)

たどり着いていただいてありがとうございます。全国市長会の立谷会長と私は同じ相馬市出身なものですから、まさに、いつもこのことを話しています。各市・各都道府県と、各地の弁護士会が早急に話し合っ、現場で働く人たちが使えるような再犯防止計画というものをどう作っていくか、そのことに我々がどう関わっていくかということが、大事なのだらうと思います。

もう一つ、関わりにくいのは、精神障がい者や犯罪者という言葉を聞いただけで、地域の人たちは敬遠する向きがあります。そうではなくて、先ほどから出ているように、罪を犯した人も必ず地域に帰ってくるのだというふうに考えて計画を作るということです。我々の取組をどうぞ理解いただくかということも大きな作業なのだらうと思っています。以上でございます。

(北川議長)

ありがとうございました。白熱した議論になってきて、会長さんからお言葉をいただくようなことまで進展したことを喜んでいますが、もう一方で、委員さんではありますけれども、法務省と厚労省の中で、長崎などがとても素晴らしい取組をされているのは田島さんのおかげだと思いますが、厚労省の責任者として、そういった方とご努力いただいた村木さんに、最後に締めていただきたいと思います。

(村木委員)

ありがとうございます。再犯防止法の中でまさに言われたのが、国だけではなく自治体や関係者と情報共有をして、再犯防止や入口支援、更生支援などをやっていこうということです。これをどう形にしていくかというのが、恐らく一番大事なところだと思います。

モデル事業はいろいろとありますけれども、これはあくまでモデル事業ですから、この

中で、この形が全国標準の仕組みとしてよいだろうというものを、日弁連さんのご協力も得て、抽出して、予算化をして、制度として全自治体に広げるといこと。そして、いくら制度を作っても自治体によって濃淡があるので、この濃淡を埋める努力は、各地の弁護士会にもご協力をいただいて、自治体・地域での議論をしっかりといただくといこと。それから最後に、自治体がなかなか熱心になれない一番の理由は、一般の方の理解を得ることが難しいからといことに行き着くので、そこは、我々皆でやっていかなければいけないところかと思ひます。

そういうことが合わさってでないとい、うまく進まないと思ひるので、今日こういう議論ができたことが、この後の動きにつながると大変有難いと思ひます。ありがとうございます。

(北川議長)

では、この項は問題提起だと思ひますが、いい流れになってくることを願って、次に移りたいと思ひます。ありがとうございます。

議題② 多文化共生に関する取組について

(北川議長)

2番目の、多文化共生に関する取組について、議題を移していきたくと思ひます。ご説明は、延命副会長、関人権擁護委員会特別委嘱委員にお願いいたしたいと思ひます。

(延命副会長)

副会長の延命でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私の方からは概括的などところをご説明させていただいた上で、関委員からより細かい説明をしていただきたたいと思ひます。

それでは、多文化共生に関する取組について、説明をさせていただきます。「生活者としての外国人に対する法的支援の拡充を」というタイトルの資料をご覧ください。まず、外国人相談に弁護士が関与するニーズ、あるいは背景について申し上げます。外国人労働者の受入れ増加に伴いまして、在留外国人は年々増え続けております。2020年6月末現在、在留外国人は約290万人で、現在は新型コロナウイルスが蔓延しておりますので、これが終息した後は、更なる増加が見込まれております。

新たな外国人労働者受入れ制度の創設に伴いまして、2019年4月、改正出入国管理及び難民認定法が施行されました。この法改正を受けまして、在留外国人の行政や生活全般の課題について、一元的に相談を受け付ける多文化共生総合相談ワンストップセンターが、全国の自治体に設置されました。このセンターは、2020年9月1日現在、全国に約200か所設置されておりまして、在留外国人の生活に関わる相談をワンストップで受け付けております。

センターは必要に応じて関係機関に取り次ぎもいたします。相談は無料で、原則11言語で対応しております。令和2年度、国から自治体への交付金は12億円でございます。

それから、生活者としての在留外国人、この視点がとても大事だと思ひておりまして、

生活者としての在留外国人の相談のうち、法的問題に関わる相談も少なくないのですが、この法律相談をすること自体は、ワンストップセンターの必須事業にはなっておりません。この点が一つの課題でございます。

次に、日弁連・弁護士会の取組についてご説明いたします。日弁連は、2019年の定期総会におきまして、在留外国人への法的サービスの拡充に積極的に取り組むことを宣言し、各地の弁護士会がワンストップセンターと連携をし、在留外国人の司法アクセスの拡充と強化を目指し、弁護士による法律相談体制を整備する方針を立てました。2020年3月現在、各地の弁護士会とワンストップセンターとの連携は、52弁護士会のうち、約40の弁護士会で実施されております。

また、先ほど会長からもご説明がありましたが、日弁連委託援助事業、これは法テラスの民事法律扶助制度ではカバーされていない活動を対象に日弁連の自主事業として行なっているものであります。外国人に対する法律援助の申込件数は、2019年度には1,167件にのぼっております。これを多いと見るか少ないと見るかは、皆様のご判断にお任せいたします。

最後に、在留外国人の法律相談に関する課題について申し上げます。このように日弁連、あるいは弁護士会は、ワンストップセンターとの取組を進めているところではございますが、在留外国人の司法アクセスの更なる改善のためには、様々な課題がございます。

在留外国人の司法アクセスを改善するためには、まず一つ目の課題としましては、通訳人の確保、あるいは通訳システムの整備です。二つ目は、在留外国人等への広報活動です。三つ目として、法律相談を必須事業とし、交付金の中から相談料を賄うことなどによって、弁護士会と自治体がより密接に連結することが必要であると考えております。

ここまでが概括的な説明でございまして、関委員から更に詳細な説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

(関人権擁護委員会特別委嘱委員)

人権擁護委員会の特別委嘱委員の関です。よろしく願いいたします。

少し補足的な事情を説明させていただきたいと思っております。まず、目下の背景事情ですけれども、資料にも書かれていますとおり、2019年4月1日から、新しい外国人労働者の受入れ施策というものが始まりました。具体的には、法務省入国管理局が出入国在留管理庁（入管庁）という法務省の外局に組織改変されまして、その仕事としても、在留の管理と同時に、在留の支援もするという新しい仕事が定義されたというのが、一つ大きな動きでした。並行して、お聞きになったことがあるかもしれませんが、「特定技能」という在留資格が創設されました。それまで技能実習生という形で事実上の労働者を入れていたことに対する批判もかなりあったわけですが、もう少し正面から、単純労働とまでは政府は言い切らないですけれども、相当程度の知識がある程度の労働者を入れる制度が、2019年4月から始まりました。

それに併せて、政府の方は「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」というも

のを策定いたしました。その中の一つの施策が、各地に外国人支援の多文化共生総合相談ワンストップセンターを作るということでした。現在までに全国約200か所のワンストップセンターができている状況でございます。

日弁連としては、まず、ワンストップセンターがせっかく作られるのであれば、ここにリーガルサービスをしっかり組み込んでいただいて、もちろん日弁連としてもきちんとそこに参画をしていくということで、全国の弁護士会に呼びかけをいたしました。今、多くの弁護士会が地元のワンストップセンターに連携をもちかけたり、現に連携が始まったりしています。

日弁連は、資料に書かれているような「ミッション・ステートメント」や様々な「宣言」などの形で、日弁連としての取組の表明をしてきています。ワンストップセンターへの取組や、あるいはそれ以外の関係各団体等との連携というものも重要でありますけれども、その前提として、外国人事件の担い手となる弁護士を育成することや、通訳体制等を含む外国人のリーガルアクセス自体の改善の一翼を担うということを目指して、各弁護士会と共同して取組を行っているというのが、この2年ぐらいの大きな動きです。

もう一つ、関連する動きとして、内閣官房の「民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議」というものがありまして、2020年3月に取りまとめが出されていますが、そこでは司法の国際化という大きなテーマと、民事裁判手続のIT化という大きなテーマが取り上げられていまして、前者の中の一部として、日本国内での司法サービスの国際化ということも入っております。

先ほどの新しい外国人材の受入れ制度が新しく始まったことを踏まえて、今後は在留外国人の紛争も増えるだろうと想定し、そのような生活者としての外国人の方々にきちんと日本の国内司法制度が対応していくための施策が必要だということで、具体的なメニューが書き込まれております。そこには日弁連に対して期待される内容もいろいろと書かれており、先ほどの点も含めて様々な点が指摘されておりますので、この関係府省庁連絡会議の意見も踏まえて取組を強めていきたいと思っている次第です。

補足の説明は以上でございます。

(北川議長)

ありがとうございました。それでは委員の皆さんからご意見、ご質問をいただきたいと思っております。井田委員さん。

(井田委員)

ご説明ありがとうございました。今は特にコロナの影響で、日本に住んでいる外国籍の方の暮らしが今までになく厳しいような気もいたしますし、水際対策一つ取ってみても、これまで日本の社会保障の中に組み込まれて税金を払い、一構成員としての役割を果たしてきた人でも、一度外国に出してしまったらもう帰ってこられなくなったり、帰ってこられなくなったけれども、日本に入る前にPCR検査を受けることが必要になったり、日本人とは全く違う扱いをされることが続いていることが、私は個人的にとっても気になって

おります。

それで、今ご紹介いただいたような相談できる場所というのは、本当に大事な役割を持っていると思うのですが、今のコロナ禍において、実際にどのような相談が来ているのか、教えていただけますでしょうか。

(関人権擁護委員会特別委嘱委員)

これはあくまでも個人的な経験を中心としたお答えとなってしまいますが、ご指摘の点は非常に重要な点で、案外見落とされがちなのですが、今回のコロナ対応の出入国管理の制限の中で、「永住者」を含めた中长期在留者の人すらも日本に戻って来られないのが当たり前という対応がされたのは、後で必ず検証しなければいけない点です。特に、「永住者」という在留資格を持っていながら、日本国籍がないということだけで、日本に戻れないのは当たり前だという扱いがされてしまったことが、果たして正しかったのかということについては、検証しなければいけないと思っています。

コロナ禍での外国人相談に関しては、ワンストップセンターも含めて、電話やZoomなどの形式でのオンライン相談がいろいろと行なわれております。私はNPOの一員として、東京都が2020年のゴールデンウィークに急きょ立ち上げたオンラインの外国人相談窓口に関与しているのですけれども、そこに来ている相談の中には、家族が日本に帰って来られないというような相談から、一度日本を出たらもう二度と戻れなくなるのではないかという相談、また、自分たちは10万円の給付金を受け取れるのか、受け取れないのかといった相談があります。

特に、非正規在留と言われている人々、すなわち何らかの在留資格を取りたいと手続きしているけれども、未だなお難民申請中であつたりとか、仮放免中といった家族の方々は困窮を極めていた実情があり、そういう相談もかなり寄せられていました。ですが、これに関しては、全国的な外国人支援NGO団体が募金を行い、お一人当たり3万円を配布するなどという取組を行いまして、それで救われた方が多くいらっしまったということは、相談を通じて認識をしております。ご紹介でございました。

(井田委員)

ありがとうございました。

(北川議長)

では、河野委員さん、お願いしたいと思います。

(河野委員)

河野です。ご説明ありがとうございました。特にワンストップというところが今回の取組の肝だと思ひまして、是非今後しっかりとこの取組が定着するようにお祈りしたいと思っています。

そこで、そもそも困っていらっしやる日本で暮らしている外国人の方が、このワンストップセンターにどうやったらアクセスできるのかというところを教えてくださいたいと思ひました。アクセスできれば、その後はワンストップで対応していただけるということな

のですけれど、そこに至るまでに、例えばインターネットで検索してもいっぱい出てくるんですよね。どこが本当に役に立つのかといった選別ですとか、課題がありましたら、教えてください。よろしくお願いします。

(北川議長)

太田委員さんからもご質問がございますので、引き続きご発言いただきたいと思います。

(太田委員)

ありがとうございます。ご説明、大変分かりやすくありがとうございます。大切な事業で、市民の側も理解を深める必要があると思いました。

1点ですが、この特定技能で、私は専門でもないのですが、一市民として、この制度設計というか、これから少子高齢化を迎えて、日本の経済や国の在りようというのが、ある意味質的に変わっていく大きな制度転換だったのではないかなと見ていたのですけれども。

この制度設計における最大の利益を享受するステークホルダーは誰かと言いますと、私は財界、経済界だと思うんです。労働者として、日本の若い方が就かないような仕事にも就いてくださっている方も多いわけですよね。そこはやっぱり人口動態や、産業構造の変化なども踏まえまして、財界には不可欠だということで、安倍政権が導入したというわけですよね。

こういった事業を弁護士会がなさるのは非常に重要で、先ほど荒会長が、どう魂を入れていくかとおっしゃったことにもつながってくると思います。すなわち、共生していくということです。我々がこういった方々をどうコミュニティの一員として、インクルーシブな形で制度設計を行い、文化を創っていくかということは、非常に重要だと思います。

それでお聞きしたいのが、弁護士会と、制度の最大の恩恵を得ている財界なり経済界、産業界、中には下請けの方でこういった労働者を必要とする中小の事業者さん、コロナで大変な方もたくさんおられると思うのですけれども、こういう事業を支えてほしいとか、経済界・弁護士会・行政、そして地域の経済・産業団体も含めた連携のもとに魂を入れていくというか、そういった方々をインクルーシブにコミュニティに取り込んでいく努力というものをどうなさっているのかというのをお聞きしたいので、質問でございます。ありがとうございます。

(北川議長)

二つのご質問について、よろしくお願いいたします。

(関人権擁護委員会特別委嘱委員)

1点目ですけれども、ワンストップセンターへのアクセスというのは、非常に大きな課題で、当然ワンストップセンター自身も悩んでいるところだと思います。各地のワンストップセンターは、2019年4月以降に国の呼びかけで設置されたものですが、何らかの母体があるのが一般的で、国際交流協会ですとか、県の外国人相談窓口などが衣替えをしてワンストップセンターになっている場合が多いです。ですので、そういう場合は、もとの外国人へのアクセス経路というものが存在しておりまして、それを生かし

つつ、ワンストップセンターに誘導するということができようかと思えます。

外国人の方がそういった相談窓口にたどり着く経路としては、NGO関係者など、様々な支援者経由で来る場合が非常に多いです。それ以外には、地域の日本語教室や、自治体への何らかの相談が入口になることがあります。それからいわゆるエスニックメディア、すなわち、各国ごと・言語ごとにいろいろなメディアがあるのですが、その国の人たちに親和性が高い在日外国人向けメディアで呼びかけをしたりというような工夫を凝らしてやっている例も見られます。

弁護士会としては、各弁護士にまずワンストップセンターのことを知ってもらって、各弁護士に外国人がアクセスしてきたときに、自分で相談に乗れなくても、ワンストップセンターを少なくとも紹介できるようになってもらいたいと考えている次第です。

二つ目の「特定技能」の関係ですけれども、特定技能も含めて、やはり今まで弁護士は外国人の事件に対して、労働者の人権という観点からのアプローチが中心でした。私も人権擁護委員会に所属しているのでどちらかというと外国人労働者の人権という面から入っているわけですが、他方で、それだけでは駄目で、やはり雇い主側にもきちんとリーガルサービスを提供して、正しい形で外国人の受入れに誘導することも弁護士の大事な役割だろうという認識は、ここしばらく急激に高まっています。日弁連の研修としても、外国人労働者の受入れ先、すなわち雇用者側にリーガルサービスを提供するための研修というのを、この半年間に3回ほど行いました。ですので、これからは雇用者側へのアプローチも強化して、バランスのよい取組をしていきたいという状況でございます。

(北川議長)

ありがとうございました。湯浅委員、お願いします。

(湯浅委員)

ありがとうございます。先ほどの犯罪加害者の問題も本当に難しいですが、これも本当に難しい問題なので、なかなか口を開くのが難しいと感じながら、でも、喋っておかないとと思って喋りますけれども、生活者としての外国人という問題の立て方がやはりとても大事だと思うんですね。ですが、ここがやっぱり厄介というか、肝というところで、良くも悪くも外国人だったら、労働者としてであれば受け入れられる人たちも、生活者、隣に暮らす人ということになると、なかなか難しいというのが、地域の様々な軋轢を生んだりしていると思えます。

そういう中で、今回、コロナの話も出ましたけれども、私はちょっと希望も見たいと思っています。というのは、12年前のリーマンショックのときは手切れ金というようなことまで言われました。それに比べたら、さっき話が出ましたけれども、やっぱり生きる人間として、命を持っている人間としてそこを支えようという人たちの動きはありますし、制度的にも緊急小口資金貸付特例で外国籍の人も含めて相当対応されていると思うのですが、そういう面もあります。生活者としての外国人ということを考えたときに、一つ、コロナ禍をある種、明日を開くような形で活用できないかというふうなことを思ったりしま

す。

そういうふう考えたときに、外国人交流センターがワンストップセンターになっているという状況を超えて、先ほどの会長のご発言ではないですけど、地域は多様な人で構成されているので、その中に障がいを持たれた方もいれば、高齢の方もいる。そして外国籍の方もいる。そういう地域の縮図みたいな場所を、いかに外国人交流センターの外にも拡げていくか。そういう中で、当然軋轢などが顕在化していく面もあるのでしょうか、なじんでいくとか、慣れていくとか、そういったところに踏み出すためには、このコロナ禍において、皆命に焦点が当たっているこの状態というのは、ある種プラス面も持ち得るのではないかと感じています。

今、私が関わっている子ども食堂などは、外国籍の子どもたちや親御さんも含めて来られていて、当たり前ですけど、普通に一緒に遊んでいるわけですね。そういうふうな場が広がっていくということに、この生活者としての外国人というところの難しさと、単なる労働力ではないのだという展望の両面あるうちの、展望の方を見いだせないかというふうに感じます。

その辺りについて、これも弁護士の人権相談という枠をまさに超える話ですけども、生活者としての外国籍の方がいる地域作りみたいなところで、弁護士会として何かお考えになっていることがあれば、教えてください。

(北川議長)

お願いします。

(延命副会長)

地域を作り上げるというのは、福祉の基本でございますよね。その中で、障がい者に対しては光が当てられてきているわけでありましてけれども、在留外国人に対して光が当てられているかという、決してそうではないというのが現状認識でございます。私ども日弁連としても、外国人問題を通して地域を作り上げるという、今いただいたお話は、とても貴重な展開の一つの要素であると考えております。

外国人を生活者として支えるということは、その人も含めて、地域を作り上げるということであるということは十分認識しておりますので、我々は今プロジェクトチームを作っておりますが、その中でもこの問題については、地域に根ざした問題として位置付けていきたいと考えております。

(北川議長)

ありがとうございました。ご質問ある方、よろしゅうございますか。

それでは、ご説明いただいたお二人の先生方、ありがとうございました。

6. 次回日程

(北川議長)

今後の日程でございますけれども、次回日程は2021年3月25日、木曜日が、9名

の委員が参加可能ということでございますので、午後2時半から午後4時半まで1702会議室にて開催をさせていただきますので、皆さん、ご予約をいただけたら有難いと思います。

7. その他

(北川議長)

それでは、委員の皆さん方、何かご発言ございますか。よろしゅうございますか。

(藤原事務次長)

議長、すみません、1点だけよろしいでしょうか。

実は、今月末で、今日出席しております永塚事務次長が退任予定でございまして、一言、挨拶を申し上げたいと思いますので、永塚事務次長よろしくお願いいたします。

(永塚事務次長)

お時間を取っていただき大変申し訳ございません。事務次長の永塚でございます。今月末で退任することになりました。市民会議ではいろいろと忌憚のないご意見を賜りましてありがとうございます。また、今後も引き続き日弁連をよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

(北川議長)

どうもありがとうございました。

今日、まだまだ発想間近なもの2点でございましたので、試行錯誤もあろうかと思えますけれども、是非頑張ってください、SDGsと申しますか、ニューノーマルというか、一人も取りこぼさないということの先頭に立っていただけたら有り難いということを感じさせていただきました。

8. 閉会

(北川議長)

本日の会議はこれにて終了させていただきます。ありがとうございました。

(了)